

平成25年度木造住宅耐震診断士更新講習会Q & A

- Q-01 タイガーグラスロック工法について
タイガーグラスロックを施工する壁のいずれかの面が、横架材間に施工されている必要があると聞いたのですが？
- A-01 メーカーに確認するとその通りでした。建防協の認定更新時にそういう指導があったそうです。「耐震補強のポイントと注意点」を修正しました。
- Q-02 ラスボードが両面に施工されている場合は、両面のラスボードを評価して良いか？
- A-02 はいその通りです。土塗り壁と違い、両面のラスボードを評価出来ます。
- Q-03 3mm合板の下地が胴縁の場合の耐力は？
- A-03 化粧合板(t=3mm以上)の場合は、胴縁仕様でも直張りでも壁基準耐力は0.9です。
青本31頁参照
- Q-04 方法2において、通し柱のみが120角で、管柱は120角未満の場合の柱の耐力は？
- A-04 120mm角以上の柱のみ評価出来ます。この場合は、通し柱だけが評価対象になります。
- Q-05 太陽光パネルを取り付けた場合
- A-05 屋根材に太陽光パネルの重量を加算して判断して下さい。
- Q-06 N値計算を行うとき、開口部の入力方法をお教え下さい。
- A-06 青本38頁の3行目に「無開口壁の壁基準耐力を1.96(kN/m)で除した値を用いることができる」と書かれています。なので、開口部の壁倍率は無視して計算してもOKです。
- Q-07 石膏ボード t=12 と t=9 の壁倍率は？
- A-07 非耐力壁仕様の場合は、S56建告1100号の0.5でOKです。耐力壁仕様の場合は釘の種類等によって同告示で規定されていますので、ご確認下さい。
- Q-08 サイディングの壁倍率は？
- A-08 壁倍率=壁基準耐力/1.96として下さい。
窯業系サイディング
構造躯体に直貼りの場合 1.7/1.96=0.87
胴縁仕様の場合 1.3/1.96=0.66
- Q-09 116*116の柱は120角の柱と出来ないか？
- A-09 審査する立場としましては、116角と書かれたら120角とは出来ません。あくまで仕上がり寸法で判断します。
- Q-10 液状化の可能性が高い地盤の場合、耐震補強時に必要耐力を1.5倍して設計するだけでよいのですか。地盤改良や杭などの液状化対策は必要ないのですか？
- A-10 本来は地盤も含めての補強が望ましいと思いますが、施工方法や工事金額などの諸条件を考慮して、各設計者の判断に委ねたいと思います。耐震補強工事の目的は「人命を守る」ことが主目的です。ただ、施主様には、液状化とそれに伴う建物被害の可能性について、丁寧に説明して下さい。

- Q-11 壁倍率は、壁基準耐力／1.96が正解だと思います。2.00で除しても良いという工学的根拠はありますか？
- A-11 おっしゃるとおりです。計算のしやすさから2.00という数字を出しましたが、撤回します。資料を1.96に訂正しました。
- Q-12 「耐震補強のポイントと注意点」10頁の「勝手・仕口」は「継手・仕口」では？
全資料について誤字を見直してはどうですか？
- A-12 はい、「継手・仕口」が正しいです。何回も見直しているのですが、どうしても見落としがあります。また、ご指摘くださるようお願いいたします。
- Q-13 以前、耐震診断において、無耐力の壁（耐力0の壁）を入力すると、「訂正有」で返却されました。その後は、無耐力の壁を入力せずに提出しているが、そのことに関する訂正はありません。無耐力の無開口壁は入力するのかわからないのか、回答をお願いします。
- A-13 申し訳ありません。審査側で意思統一が出来ていなかったようです。マニュアルにあるように、無耐力の壁も入力いただきますようお願いいたします。
- Q-14 玉石基礎で外部巾木にクラックがあった場合、劣化度の入力において、基礎のひび割れと判断するのでしょうか？
- A-14 この場合の外部巾木は基礎では無いと判断しますので、基礎の劣化ではありません。玉石基礎自体の割れ、沈下、ずれは基礎の劣化です。
- Q-15 耐震診断審査において、田辺支部のように事前メール審査は出来ないのでしょうか？
- A-15 各支部の審査担当者や診断士の状況により、事前メール審査が出来る支部と出来ない支部がありますことを、ご理解下さい。
- Q-16 依頼は順番にて突然連絡があるのでしょうか？
- A-16 基本的にそういうことです。もし、その時に仕事が忙しければ辞退いただいてもかまいませんが、順番が飛ばされることになり、他の人より診断数が減ることになります。